

下請かけこみ寺 移動相談会

「下請かけこみ寺」では、取引紛争等に関するご相談を無料で承っておりますが、この度、下記概要で「下請かけこみ寺移動相談会」を開催いたします。

下請代金の支払遅延、減額、買ったたきなど不当な取引、要求等でお困りではありませんか。移動相談会では、弁護士と下請かけこみ寺の相談員による面談式のご相談をお受けします。相談をご希望の方は、確実な相談時間確保のため事前予約をお願いいたします。

記

日時 平成 29 年 1 月 18 日（水）10：00-16：30

場所 岡山県総合展示場コンベックス岡山 2階小会議室③

住所：岡山市北区大内田 675 番地

TEL：086-292-6111（代表） URL：<http://www.convex-okayama.co.jp/>

対象者 岡山県内に所在する中小企業者で、取引に関する紛争相談をご希望の方

参加費 無料

備考 弁護士・相談員への相談は時間指定による面談（1時間を目安）
となりますので、事前に電話でお申し込み下さい

※ご連絡を頂いた方の個人情報は厳正に取り扱います。

※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談はお受けできません

相談内容業種を問わず取引の紛争相談について、下記のような相談例について対応いたします。

【相談例】

- ・発注元から突然取引を停止されてしまいました。
- ・代金を支払ってもらえないので困っています。
- ・棚卸作業を手伝うよう要請されました。
- ・部品が必要なくなったと言われ、返品されました。
- ・原材料の高騰による、単価引き上げに応じてもらえません。

下請代金の支払遅延

親事業者が発注した物品等の受取日から、60日以内で定められた支払期日までに親事業者が下請事業者に代金を支払わないことです。

下請代金の減額

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた請負代金を発注後に減額すること。協賛金、値引き等の名目に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

下請代金の買ったたき

下請代金を決める際、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方的に決めることです。

「下請かけこみ寺」では、専門相談員による相談（平日 9:00-17:00）をお受けしております。
7-ダイヤル 0120-418-618（財団 取引支援課に繋がります）までお電話ください。

【ご相談申込先】 下請かけこみ寺 岡山

（公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 取引支援課内（相談員 小野）

TEL：（7-ダイヤル）0120-418-618／（有料）086-286-9670／ E-mail：torihiki@optic.or.jp